

資料編

## ( 1 ) 計画策定の経緯

時期	会議の開催	その他
4月		
5月	庁内連絡会議 ・各課の取り組みについて	
6月	食育推進会議（第1回） ・計画の概要 ・アンケート調査票案検討	
7月		
8月		アンケート調査の実施（一般用）
9月		アンケート調査の実施（小中学生用）
10月	食育推進会議（第2回） ・アンケート結果検討 ・計画の目標検討	
11月		
12月	食育推進会議（第3回） ・計画素案検討	各課事業の情報整理
1月	食育推進会議（第4回） ・計画案検討	
2月		パブリックコメントの実施
3月	食育推進会議（第5回） ・計画案検討	

## ( 2 ) パブリックコメントの結果

実施期間 平成24年2月7日（火）～平成24年3月7日（水）

実施方法 西尾市ホームページで意見募集

資料閲覧：農林水産課、一色・吉良・幡豆の各支所

意見提出：直接、郵送、FAX、Eメール

意見件数 1通（Eメール1件）

主な内容 歯・口腔の健康と食育について（1件）

### ( 3 ) 西尾市食育推進会議設置要領

( 設置 )

第 1 条 西尾市食育推進計画 ( 以下「計画」という。 ) に基づき、西尾市における食育に関する施策を総合的に推進するため、西尾市食育推進会議 ( 以下「推進会議」という。 ) を設置する。

( 所掌事務 )

第 2 条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- ( 1 ) 食育推進に係る重要事項の審議に関すること。
- ( 2 ) 食育推進に係る施策実施の推進に関すること。
- ( 3 ) 食育推進の取り組みの評価に関すること。

( 組織 )

第 3 条 推進会議の委員は 17 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- ( 1 ) 有識者
- ( 2 ) 各種団体の代表者等
- ( 3 ) 公募による者

( 会長 )

第 4 条 推進会議に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 推進会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

( 任期 )

第 6 条 委員の任期は、現行の西尾市食育推進計画の期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 事務局 )

第 7 条 推進会議の事務局は、農林水産課に置く。

( その他 )

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

( 4 ) 西尾市食育推進会議委員

区分	所属・役職等	氏名
有識者	愛知みずほ大学短期大学部教授	上原 正子
保健関係者	西尾保健所代表	広浦 定子
〃	西尾保健所管内栄養士会代表	米津 道子
〃	西尾市食生活改善クラブ代表	板倉 桂子
保育園・幼稚園関係者	保育園父母の会代表	宮川 典子
〃	幼稚園 P T A 代表	高橋 祐子
小・中学校関係者	小中学校 P T A 代表	板倉 由美子
〃	小中学校校長会代表	岡田 長之
農林水産業関係者	西三河農業協同組合代表	鈴木 好夫
〃	J A 西三河女性部代表	杉浦 八千代
〃	農村生活アドバイザー協会西尾市代表	辻村 とみ子
〃	西三河漁業協同組合代表	稲垣 志乃武
〃	一色うなぎ漁業協同組合代表	山本 浩二
食品関連事業者	西尾商工会議所代表	成瀬 良一
〃	(株) J A 西三河サービス代表	柵木 勝幸
公募	西尾市食育推進会議公募委員	伊藤 直子
〃	西尾市食育推進会議公募委員	藤井 由紀野

# 第2次 西尾市食育推進計画

いただきます！おうちごはんからはじめよう、食育の“Wa”

発行年月 平成 24 年 3 月  
編集・発行 西尾市地域振興部農林水産課  
〒445-8501  
西尾市寄住町下田 22 番地  
TEL 0563-56-2111  
FAX 0563-57-1322